

道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるべきものである。

本市では、道路整備に対する住民の要望も強く、昨年開通した東海環状自動車道や国道 21 号バイパス・248 号バイパスといった一般国道や県道へ接続する道路ネットワークの整備が急務となっている。

こうした中、政府においては、昨年 12 月の道路特定財源の見直しに関する基本方針により、特定財源については暫定税率は維持していくものの一般財源化を図ることを前提とし、本年の歳出・歳入一体改革の議論の中で納税者の理解を得ながら具体案を作成するものとした。しかしながら、道路特定財源は制度の目的からして道路を整備するための財源であり、それを道路整備以外に充てることは到底容認できるものではない。

よって、国におかれては、地方における道路整備を計画的かつ強力に推進するため、現行の暫定税率を維持した道路特定財源制度を堅持したうえで、地方の実情に合わせた道路予算の配分を行うことにより、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 23 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	竹中平蔵	様
財務大臣	谷垣禎一	様
国土交通大臣	北側一雄	様
金融・経済財政政策 担当大臣	与謝野馨	様